

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年4月15日付けで行った各保護変更決定処分（以下「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

医療費の返納を求められているが、東京都の自立支援医療で指定された病院以外は行っていない。生活保護の方での医療費の清算は発生していない為もし返納金として支払った場合、自立支援として支払われた金額はどうなるのか知りたい。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 1 月 2 1 日	諮問
令和 3 年 3 月 8 日	審議（第 5 3 回第 3 部会）
令和 3 年 4 月 1 5 日	審議（第 5 4 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法 4 条 1 項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

そして、法 8 条 1 項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 保護の変更について

ア 申請による保護の変更

法 2 4 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとする。そして、同条 9 項は、同条 1 項及び

3項の規定を保護の変更の申請について準用する。

イ 職権による保護の変更

法25条2項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(3) 収入申告義務について

法61条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 収入認定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

(5) 遡及変更の限度について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2・答によれば、収入の増減が明らかとなった場合、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額又は減額して認定する必要が生じた場合、遡及変更の限度は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と解すべきとされている。

(6) 雇用保険法の規定に基づく基本手当について

雇用保険法の規定に基づく基本手当は、離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日が通算7日間となる待期の満了後、公共職業安定所に出頭し

たときに支給日が決定・通知され、4週間に一回、失業の認定を受けた日分の手当を支給される（雇用保険法30条、同法施行規則42条）。

(7) 医療費本人支払額について

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第3・2・(2)・アによれば、「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」とされており、「本人支払額に10円未満の端数があるときはこれを切捨てるもの」とされている（運営要領第3・2・(5)・エ・(ア)）。

運営要領第3・2・(3)によれば、「福祉事務所長は、現に医療扶助を受けている者が次（アないしク）に該当すると認められたときは、医療扶助の変更に関する決定（保護の変更の決定）を行うこと」とされており、同アに「本人支払額を変更すべきことを確認したとき」を掲げている。そして、運営要領第3・2・(4)によれば、福祉事務所長は、要保護者について医療扶助の変更に関する決定をしたときは、一般の例に従い、保護決定通知書により、被保護者に対して通知することとされている。

(8) 移送費について

法11条1項は、保護の種類として、1号に「生活扶助」を、4号に「医療扶助」をそれぞれ掲げ、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）及び「移送」（2号）を規定し、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行

うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「移送」（６号）等を規定している。

(9) 食事代について

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集２０１７」（以下「運用事例集」という。）第６－１３（答）によれば、施設入所者が外泊（一時帰省）した場合の生活費については、原則として入院患者の外泊の場合に準じて算定するとされ、同第６－１１（答）によれば、入院患者が外泊した場合の生活費については、食事代（居宅基準生活費の飲食費相当分及び燃料費相当分の額）を算定するとされている。

(10) 次官通知及び運営要領は、いずれも地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、作成されたものである。

2 本件についての検討

(1) これを本件についてみると、処分庁は、請求人から本件雇用保険金の入金記録が記載された通帳の写しの提出があったことから、令和２年４月１５日、上記１・(4)の次官通知に基づき、収入認定すべきであると認め、遡及変更が可能であったことから、同年３月１日を保護変更日として、雇用保険金１４５，４０４円を同月分の請求人の収入として認定するとともに、医療受診実績のなかった２月分の医療費本人支払額４，０２０円は、最低生活費を超える所持金が繰り越されたものと考えられることから、その他の収入として認定することとし、これらを加算した収入額が請求人世帯の３月分の最低生活費を上回ったことから、請求人が医療扶助のみの適用を受ける者であると認め、当該収入認定額から最低生活費を差し引いた額８，０４０円（１０円未満切捨て）を医療扶助本人支払額とする旨の保護変更決定処分（本件処分１）を行っていることが認められる。

- (2) 同日（同年4月15日）、処分庁は、令和2年5月1日を保護変更日とし、本件雇用保険金145,404円を同月分の請求人の推定収入として認定した上で、請求人世帯の同月分の最低生活費を上回ったことから、請求人が医療扶助のみの適用を受ける者であると認め、当該収入認定額から最低生活費を差し引いた6,650円（10円未満切捨て）を医療扶助本人支払額とする旨を決定し、併せて、各保護申請について、医療移送費、生活移送費及び長男の食事代を一時扶助として支給する旨の保護変更決定処分（本件処分2）を行っていることが認められる。
- (3) そうすると、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められ、また、違算も認められないから、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人は、上記第3のとおり、本件各処分の違法・不当を主張する。

しかし、本件各処分は、医療費の返納を求めるものではなく、また、本件各処分が法令等の規定に則って適正に行われたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成